

県営柳田峠地区土地改良事業（農業用道路整備事業）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

令和八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営柳田峠地区土地改良事業（農業用道路整備事業）変更計画概要書
- 二 縦覧期間
令和八年二月二十六日から令和八年三月二十七日まで
- 三 縦覧場所
丸森町役場
- 四 意見書の提出について
1 提出期限 令和八年三月二十七日
2 提出方法 宮城県大河原地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八九―一二四三 宮城県柴田郡大河原町字南百二十九―一
電子メールアドレス oksgsinks@pref.miyagi.jp
3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、丸森町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめご了承願います。
5 その他 電話による意見はお受けできません。